

## 豊田市地域スポーツクラブ設立準備及び管理運営事業費補助金交付要領

第1条 この要領は、豊田市地域スポーツクラブ設立準備及び管理運営事業費補助金交付要綱（以下「補助要綱」）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 補助要綱第6条に掲げる補助対象経費の詳細は、別表第1のとおりとする。

第3条 補助要綱第9条第1項に掲げる添付書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該年度におけるクラブの事業計画書及び収支予算書<様式不問>
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類<様式不問>
- (3) 役員（役員を置かない場合は、その団体の構成員とする。）の氏名（読み仮名付き）、役職名、住所及び生年月日が記載された書類<様式不問>
- (4) 豊田市地域スポーツクラブ設立準備及び管理運営事業費補助金所要額総括表<別紙1>
- (5) 地域スポーツクラブ評価指標<別表第2>

2 補助要綱第13条第1項に掲げる添付書類の様式は次の各号のとおりとする。

- (1) 豊田市地域スポーツクラブ設立準備及び管理運営事業費補助金精算額総括表<別紙2>
- (2) 収支決算書及び事業報告書<様式不問>

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（要領の失効）

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

## 対象経費一覧

区分	内容
賃金	使用者が被使用者の労働の対価として支払うもの
報償費	指導者や講師等の謝礼金。謝礼的な意味を持つ記念品や賞品代も報償費に充てられるが、単なる参加賞や行事記念品は消耗品とする。
旅費	事業実施に必要な旅行に要する経費を償うための金銭給付をいう。
需用費	業務の執行に伴う物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費。又は、その効用が比較的短期間に費消される性質のもの
消耗品費	その性質が、使用されることによって費消され、原形を失い、又は破損しやすいもの、あるいは長期間の保存使用に耐えないもの等の購入に要する経費
燃料費	暖房用、炊事用等の石炭、薪、木炭、コークス、プロパンガス、石油等の燃料として使用するもの。補助対象者が取得したバス及び自動車の燃料、天然ガス等も含まれる。
印刷製本費	事務の執行に際し、その必要上、印刷及び製本を依頼するために要する経費。印刷用の用紙代や製本用のテープ代等は消耗品費
光熱水費	電気使用料、水道料金、下水道使用料、都市ガス使用料等で、これらの使用に伴う各種の計器類（電気メーター等）について使用料を支払っているときには、これも含む。
修繕料	本体の維持管理、現状復旧を目的とするもので、備品の修繕、部品の取替えのための費用又は家屋等の小修繕で、工事の概念に入らないものに要する経費
医薬材料費	医療用の消耗品（包帯、脱脂綿、氷のう等）及び薬品類の購入費
役務費	人的なサービスの提供に対して支払われる経費
通信運搬費	電話、電報等の通信及び物品等の運搬、郵送に係る経費
広告料	業務の執行上、一般住民等に対して周知させるためのテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、その他に広告するのに要する経費
手数料	特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費
筆耕翻訳料	筆耕料、謄写料、タイプ料、翻訳料、通訳料、速記料、看板等書替え料（新規作成の場合は、消耗品費に区分される。）
火災保険料等	家屋等の建造物に係る火災保険、スポーツ安全保険などの会員や参加者を対象とした保険、補助対象者が取得したバス及び自動車等に対して、自動車損害賠償保障法の規定により納付する保険料及びその他の自動車損害保険料（いわゆる任意保険）に係る経費、その他の損害保険の保険料
使用料及び賃借料	施設の利用料又は賃貸借契約に基づき、土地や建物等の不動産・自動車や機械等の借上げ・物品又は権利の使用に対して支払われる経費
備品購入費	性質的には需用費の消耗品費と同様であるが、消耗品とは異なり、その性質形状を変えずに、比較的長期間に渡って使用し、かつ保存のできる物品の購入に要する経費

別表第2 (第3条関係)

地域スポーツクラブ評価指標

	年	項 目	確認
設立 準備	0	地域スポーツクラブ設立において、地域関係者の同意を得ているか	
		設立準備委員会の構成員は、幅広い分野の人材で構成しているか	
		代表者及び所在地が明らかで、各種問い合わせに対応できる体制が整っているか	
		会議の開催回数が充実しているか	
		指定された書式を使って経理事務を行うことができるか	
		将来展望計画を作成しているか	
管理 運営	1	地域住民が参画した意思決定機関（理事会、総会等）の定期的な開催計画があるか	
		総会、役員会等において、事業計画等を十分議論しているか	
		法令を遵守した規約があり、当該規約に基づいて運営しているか	
		会計上、会費収入と事業収入を区別して計上しているか	
		活動会員に対し、会費と参加費を区別して徴収しているか	
		不特定多数に開かれた事業を実施しているか	
		理事会、総会等の議事録、財務諸表等を整備し、公開しているか（複数選択可） <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 回報 <input type="checkbox"/> 事務所常時間閲覧可能 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		指導者研修を始めとする各種研修を積極的に受講しているか	
	2	単発イベントだけでなく、年間を通じて行う教室事業を展開しているか	
		教室事業ごとに収支予算や参加者等を把握しているか	
		実施種目は、原則として種目ごとに月に複数回実施しているか	
		活動会員は、世代や年齢が多様であるか	
		地域住民による積極的な運営を行っているか	
		できる限り、地域人材の中から指導者を育成・活用して事業を展開しているか	
		クラブの広報活動を行っているか（複数選択可） <input type="checkbox"/> 勧誘イベントの開催 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 広報誌等の作成配布 <input type="checkbox"/> 広報媒体への掲載 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		1年目の指標項目が達成できているか	
	3 4	年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目が複数あるか	
		幼児や小学校低学年向けの教室事業が主催できているか	
法人格の取得を視野に入れて活動しているか			
事業内容を工夫してスポーツ実施者を広げているか			
地域や地域内の学校との連携・協力が図れているか			
2年目までの指標項目が達成できているか			
5	各種助成制度を活用し、財源確保に取り組んでいるか		
	クラブ関係者（スタッフ、指導者等）がクラブを経営面で支える仕組みがあるか		
	直近決算における自己財源率（各種助成金以外の収入額を総収入額で除した割合）が原則50%以上か		
	子どもの体力向上のために様々な種目の教室が主催できているか		
	4年目までの指標項目が達成できているか		
スポーツ 推進	6 5	5年目までの指標項目が達成できているか	

別紙 1 (第 3 条関係)

豊田市地域スポーツクラブ設立準備及び管理運営事業費補助金所要額総括表

スポーツクラブ名

事業の区分	A	B	C (A×B)	D	E (A-D)	F	G (C, E, Fの最低額)
	補助対象経費 支出予定額 円	補助率	補助基本額① 円	収入予定額 円	補助基本額② 円	補助限度額 円	補助所要額 ※千円未満切り捨て 円
設立準備事業		9/10				1,000,000	
管理運営事業 ( 年度目)						2,000,000	

※記入にあたっての注意点

- ・管理運営事業の C 欄は、各クラブ設立年度～2年度目は「4 / 5」、3年度目～4年度目は「2 / 3」、5年度目は「1 / 2」を記入すること。
- ・G 欄は、C E F 欄を比較して最も低い額とし、千円未満を切り捨てた金額を記入すること。

別紙 2 (第 3 条関係)

豊田市地域スポーツクラブ設立準備及び管理運営事業費補助金精算額総括表

スポーツクラブ名

事業の区分	A	B	C (A×B)	D	E (A-D)	F	G (C,E,F の最低額)	H	I (H-G)
	補助対象経費 支出予定額 円	補助率	補助 基本額① 円	収入予定額 円	補助 基本額② 円	補助限度額 円	補助所要額 ※千円未満 切り捨て 円	既交付 決定額 円	過不足額 円
設立準備事業		9/10				1,000,000			
管理運営事業 ( 年度目)						2,000,000			

※記入にあたっての注意点

- ・管理運営事業の C 欄は、各クラブ設立年度～2年度目は「4/5」、3年度目～4年度目は「2/3」、5年度目は「1/2」を 記入すること。
- ・G欄は、C E F 欄を比較して最も低い額とし、千円未満を切り捨てた金額を記入すること